

私立高等学校等就学支援金事務費交付金交付要綱

(通則)

第1条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)

第15条第2項の規定に基づく高等学校等就学支援金事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)の交付については、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱に基づいて交付される事務費交付金は、支給対象高等学校等の設置者(以下「設置者」という。)が高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)に関して行う事務の執行に要する費用に充てることとし、もって就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 知事は、設置者が行う就学支援金に関する事務の執行に必要な経費のうち、事務費交付金の交付の対象として知事が認める経費(この条及び別表において「交付対象経費」という。)について、設置者に対して予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付金の額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める交付対象経費の実支出額と比較して、いずれか少ない額とする。

なお、算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 交付金の交付を受けようとする設置者は、知事が別に定める期日までに、様式1による交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式2による交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により決定を行う場合において、事務費交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が知事に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の決定を受けた設置者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるため、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 設置者は、交付事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付事業の変更)

第8条 設置者が、交付事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式3による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、交付事業の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りではない。

- 2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付金の変更を承認するときは、様式4による変更交付決定通知書により設置者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、条件を付すことができるものとする。

(交付事業の中止又は廃止)

第9条 設置者は、交付事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は事務費交付金の交付のために必要があると認めるときは、設置者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 設置者は、交付事業が完了した場合又は前条の規定による廃止の承認があった場合には、交付事業が完了し若しくは廃止の承認があった日から30日を経過した日又は当該交付事業の事務費交付金の交付の決定をした会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式6による実績報告書その他の書類（次条において報告書等という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、設置者に通知するものとする。

- 2 知事は、設置者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 知事は第 9 条の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 設置者が、法令、本要綱、交付金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 設置者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - 三 設置者が、交付事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定により第 5 条の交付の決定の取消又は変更を行った場合には、交付した交付金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく交付金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第 14 条 設置者は、交付事業の経理について、交付事業とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を当該交付事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(調書)

第 15 条 設置者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行し、平成 22 年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱に基づいて交付される私立高等学校等就学支援金事務費交付金は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、第 2 条に規定する目的のほか、設置者が平成 26 年 4 月からの見直し後の高等学校等就学支援金制度の実施に伴う事前の事務の執行に要する費用に充てることとし、もって同制度への円滑な移行を図ることを目的とする。
- 3 知事は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、第 3 条に規定するもののほか、前項の目的のために必要となる以下の経費について、設置者に対して予算の範囲内で交付金を交付する。
- 一 平成 26 年 4 月以降の制度の実施に係る周知に要する経費
 - 二 平成 26 年 4 月以降の事務の円滑な実施を行うための事務体制の整備等に要する経費
- 4 前項に規定する交付金の額は、別表の第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額とする。なお、

算出された額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 第4条から第15条まで及び様式1から様式7までの規定は、第3項に規定する交付金について準用する。

附 則

この要綱は平成26年3月5日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(別表)

| 1 基準額 | 2 交付対象経費 |
|---------------------------------------|---|
| 次により算出した額の合計額 | 時間外勤務手当 |
| (1) 知事が就学支援金の受給資格を認定した者の数に別に定めた額を乗じた額 | 共済費（賃金に係る社会保険料） 賃金 |
| (2) 高等学校等の数に別に定めた額を乗じた額 | 旅費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費） 役務費（通信運搬費、保管料及び手数料） 委託料 使用料及び賃借料 |
| | その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費 |